

## さいたま市告示第1191号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、本市の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに本市に意見書を提出することができる。

令和7年7月17日

さいたま市長 清水勇人

### 1 都市計画の種類

さいたま都市計画防火地域及び準防火地域

### 2 都市計画を変更する土地の区域

さいたま市大宮区北袋町1丁目の一部

### 3 都市計画の案の縦覧場所

さいたま市都市局都市計画部都市計画課

さいたま市都市局都市計画部北部都市計画指導課

さいたま市都市局都市計画部南部都市計画指導課

### 4 縦覧期間

令和7年7月17日（木）から令和7年7月31日（木）まで  
ただし、土・日曜日、祝日は除く。

### 5 意見書提出期間

令和7年7月17日（木）から令和7年7月31日（木）まで  
ただし、土・日曜日、祝日は除く。

### 6 意見書の提出先

さいたま市長 清水勇人（送付先：各縦覧場所）